

特定不妊治療を受けている
ご夫婦のみなさんへ

令和
3年度

特定不妊治療費助成金のご案内

(滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業)

滋賀県では、不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。

※ 助成金の申請には、年齢制限など要件があります。
また、申請期限もありますので、ご注意ください。



滋賀県 健康寿命推進課
(TEL : 077-528-3653)

滋賀県 特定不妊

検索



対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- 特定不妊治療（体外受精および顕微授精）**以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療状況によっては対象とならない場合があります）
- 夫婦どちらかが**滋賀県内（大津市を除く）**に居住（住民登録していること）していること
大津市居住の方は、大津市へ申請してください。
一方が県外または大津市に居住で、夫婦の住所が異なる場合は、どちらか一方でのみ申請を受け付けます。
- 申請する治療の治療開始日において、**婚姻**をしている夫婦（**事実婚**を含む）
- 申請する治療の**治療開始日の妻の年齢が43歳未満の夫婦**（特例措置あり、2ページ参照）
- 滋賀県または他の都道府県・指定都市・中核市が指定する医療機関**で特定不妊治療を受けた夫婦

滋賀県内の不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関（令和3年5月1日現在）

	医療機関名	所在地	電話番号	体外受精	顕微授精	指定機関
1	希望が丘クリニック	野洲市市三宅 2354	077-586-4103	○	○	滋賀県
2	医療法人青葉会 神野レディースクリニック	彦根市中央町 3-73	0749-22-6216	○	○	滋賀県
3	草津レディースクリニック	草津市渋川一丁目 2-26-207	077-566-7575	○	○	滋賀県
4	医療法人双葉会 清水産婦人科	草津市野村三丁目 18-5	077-562-4332	○	○	滋賀県
5	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	077-548-2576	○	○	大津市
6	医療法人 竹林ウィメンズクリニック	大津市大萱一丁目 1-1	077-547-3557	○	○	大津市
7	医療法人 桂川レディースクリニック	大津市御殿浜 21-8	077-511-4135	○	○	大津市
8	医療法人 木下レディースクリニック	大津市打出浜 10-37	077-526-1451	○	○	大津市
9	医療法人 せせらぎ会 リプロダクション浮田クリニック	大津市真野一丁目 45-8	077-572-7624	○	○	大津市

（県外の指定医療機関は、厚生労働省の公式ホームページでご確認ください。）



助成回数

初めて助成を受けた治療の**治療開始日の妻の年齢**によって、助成を受けられる回数の上限が異なります。なお、回数の上限に達していない場合でも、妻の年齢が43歳以降に開始した治療および平成27年度（治療終了日が平成28年3月31日以前の分）までに通算5年間助成を受けている場合は助成対象外となりますのでご注意ください。

初めて助成を受けた治療の治療開始日の妻の年齢	助成回数の上限
40歳未満	43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに通算3回まで
43歳以上	助成対象外

※ 他の自治体で受けた助成の回数も通算されます。

出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、それまで受けた助成回数をリセットすることができます。リセット後の助成回数の上限は、リセット後に初めて助成を受けた治療の治療開始日の妻の年齢により、下記のとおり決定します。

リセット後（出産または死産に至った後） 初めて助成を受けた治療の治療開始日の妻の年齢	助成回数の上限
40歳未満	43歳になるまでに通算6回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに通算3回まで
43歳以上	助成対象外

※ 助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合がありますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による治療延期への対応として、令和3年度の助成対象となる妻の年齢要件が時限的に緩和されます。

令和2年（2020年）3月31日時点で

妻の年齢が39歳の場合 → 初めて助成を受けた治療の治療開始日の妻の年齢が41歳に（昭和55年4月1日～昭和56年3月31日生まれ）なるまでの日であれば助成回数の上限は通算6回

妻の年齢が42歳の場合 → 申請する治療の治療開始日が44歳になるまでの日であれば（昭和52年4月1日～昭和53年3月31日生まれ）助成対象

（注意）コロナ年齢特例の適用によって**助成対象となりえた場合**、下記すべてに該当する必要があります。

- 令和3年度または令和元年度の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること（6ページの「所得の証明について」参照）
- 治療開始日時点で法律上の夫婦であること（事実婚不可）
- 助成の上限回数（6回または3回）に達していないこと（回数はリセットしていない場合のもの）

助 成 額

特定不妊治療に要した**保険外診療の費用**に対して、1回の治療につき、以下の金額を上限に助成します。治療内容については、下記「助成対象範囲」をご確認ください。

治療内容	助成の上限額
A・B・D・E	1回の治療につき 30万円まで
C・F	1回の治療につき 10万円まで
A・B・D・E・Fの治療の一環として 男性不妊治療（精巣または精巣上体からの精子採取の手術。 TESE、MESA等）を行った場合	さらに、1回の治療につき 30万円まで

助 成 対 象 範 囲

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	精子採取の手術・精子の凍結 精巣又は精巣上体からの	採卵まで		採卵	採精(夫)	受精 (顕微授精)・培養 (前培養・媒精)	胚移植				妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲		
		薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)				新鮮胚移植		凍結胚移植					
							胚移植	黄体期補充療法	胚凍結 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植			黄体期補充療法	
平均所要日数	1日	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施														
B 凍結胚移植を実施*														
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施														
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了														
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止														
F 採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止														
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止														対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止														対象外

- * B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- * 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。
- * 治療終了日とは、医師による妊娠確認検査を行った日又は医師の判断でやむを得ず治療を中断した日となります。

申請手続き

● 申請期限 期限厳守

年度末は、申請が集中するため、なるべく早く申請してください。

治療終了日	申請期限（厳守）
令和3年1月1日 ～ 令和3年3月31日	令和3年（2021年）6月30日（水）
令和3年4月1日 ～ 令和4年2月28日	令和4年（2022年）3月31日（木）
令和4年3月1日 ～ 令和4年3月31日	令和4年（2022年）4月28日（木）

● 申請に必要な書類 ※ 申請先は居住地を管轄する県保健所です。

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（様式1） ※申請者自身が記入	
<input type="checkbox"/> 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式2） ※主治医が記入	
<input type="checkbox"/> 夫婦の住民票記載事項証明書または住民票（夫および妻） ※滋賀県内（大津市を除く）に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類（5ページの「ご参考」参照）	・氏名、住所、生年月日、続柄、戸籍筆頭者が記載されたものであること ・発行日から3か月以内のものであること
<input type="checkbox"/> 院外処方、他の医療機関での治療費がある場合はその領収書原本	※原本は窓口でコピー後、返却します。
<input type="checkbox"/> 振込指定口座の通帳または口座番号のページの写し	

+

（事実婚の場合）

書 類	備 考
<input type="checkbox"/> 夫婦の戸籍謄本（夫および妻）	・発行日から3か月以内のものであること
<input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書（様式3）	・別世帯の場合は、その理由が書かれていること

+

（回数リセットを希望する場合）リセットする場合の初回申請時のみ必要です。

書 類	備 考
〈出生に至った場合〉	
<input type="checkbox"/> 出生児の住民票記載事項証明書または住民票 ※夫婦の住民票記載事項証明書または住民票に記載がある場合は省略可	
<input type="checkbox"/> 出生児の戸籍謄本	
〈12週以降の死産の場合〉	
<input type="checkbox"/> 下記のいずれか ・死産届の写し ・母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し ・死産証書（死胎検案書）	

※ コロナ年齢特例の適用によって助成対象となりえた場合は、上記に加えて、所得を証明する書類の提出が必要です。

（6ページの「所得の証明について」参照）

コロナ年齢特例に該当する可能性のある方は、県保健所や県庁へお問い合わせください。

※ 様式1～3は県保健所へお尋ねいただくか、滋賀県公式HPからダウンロードが可能です。

● 申請先およびお問合せ先

必要書類をそろえて、居住地を管轄する県保健所へ申請してください。

保健所	所在地	電話番号	管轄市町
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	〒525-8525 草津市草津三丁目14-75	077-562-3534	草津市・守山市・栗東市 野洲市
甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6148	甲賀市・湖南市
東近江健康福祉事務所 (東近江保健所)	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1309	東近江市・近江八幡市 日野町・竜王町
湖東健康福祉事務所 (彦根保健所)	〒522-0039 彦根市和田町41	0749-21-0281	彦根市・愛荘町・豊郷町 甲良町・多賀町
湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)	〒526-0033 長浜市平方町1152-2	0749-65-6662	長浜市・米原市
高島健康福祉事務所 (高島保健所)	〒520-1621 高島市今津町今津448-45	0740-22-2419	高島市
大津市居住の方は、下記へお問い合わせください。			
大津市保健所 (健康推進課)	〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1	077-528-2748	大津市

当助成金に加えて、市町においても不妊治療に対する助成を行っています。詳しくは市役所・町役場にお問合せください。

ご 参 考

【別表】 法律上の婚姻をしているご夫婦であることを証明する書類（発行日から3か月以内のもの）

		証明書類	記載の必要な事項
夫および妻が日本国籍を有しかつ、同一世帯の場合	夫または妻が世帯主の場合	・住民票記載事項証明書（夫および妻）	・氏名、生年月日、住所、続柄
	夫および妻が世帯主でない場合	・住民票記載事項証明書（夫および妻） ただし、戸籍の筆頭者の記載のない場合は、戸籍筆頭者でない方の戸籍抄本を添付	・氏名、生年月日、住所、続柄、 戸籍筆頭者
夫および妻が日本国籍を有しかつ別世帯の場合		・住民票記載事項証明書（夫および妻） ・戸籍筆頭者でない方の戸籍抄本	・氏名、生年月日、住所 ・続柄
夫または妻のいずれか一方が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	・住民票記載事項証明書（夫および妻） （続柄が確認出来ない場合） ・日本人の夫または妻の戸籍抄本	・氏名、生年月日、住所、続柄
	夫婦が別世帯の場合	・住民票記載事項証明書（夫および妻） ・日本人の夫または妻の戸籍抄本	・氏名、生年月日、住所 ・続柄
夫および妻が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	・住民票記載事項証明書	・氏名、生年月日、住所、続柄
	夫婦が別世帯の場合	・住民票記載事項証明書 ・婚姻の届書の受理証明書または婚姻の届書の記載事項証明書	・氏名、生年月日、住所、続柄

所得の証明について

コロナの年齢特例に該当する場合のみ所得を証明する書類の提出が必要です。

【所得を証明する書類】

○令和3年度（令和2年分）の下記のいずれかの証明書

↓ 令和3年度の証明書では730万円を超える場合

○令和元年度（平成30年分）の下記のいずれかの証明書 ※令和3年度の証明書の添付は不要

- ・ 所得証明書（児童手当用）
- ・ 市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書
- ・ 市町民税課税（非課税）証明書など

※ 源泉徴収票は不可

※ 所得を証明する書類が旧姓での発行になる場合は、氏名変更が分かる戸籍抄本等の添付が必要

【所得の計算】

ご夫婦それぞれの所得について計算し、合算します。（児童手当法施行令第2条、第3条に準じます。）

所得および控除額の種類		夫	妻
I	所得金額の合計		
①	児童手当法施行令第3条第1項の控除額（所得があれば8万円）	80,000	80,000
②	雑損控除額		
③	医療費控除額		
④	小規模企業共済等掛金控除額		
⑤	障害者控除額（普通）（該当者 1人につき 27万円）		
	障害者控除額（特別）（該当者 1人につき 40万円）		
⑥	寡婦（夫）控除（該当すれば27万円、特例寡婦の場合は35万円）		
⑦	勤労学生控除額（該当すれば27万円）		
II	控除額合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		
III	児童手当法施行令による所得額（I - II）	(A)	(B)
合計	ご夫婦の合計所得額が 730万円未満であれば 申請ができます。	夫と妻のIIIを合算する (A) + (B)	

I 所得金額の合計

- ① 総所得金額（給与所得、事業所得、配当所得、不動産所得、利子所得、一時所得、雑所得）
- ② 退職所得金額
- ③ 山林所得金額
- ④ 土地等に係る事業所得等の金額
- ⑤ 長期譲渡所得の金額
- ⑥ 短期譲渡所得の金額
- ⑦ 先物取引にかかる雑所得等の金額
- ⑧ 特例適用利子等の額・特例適用配当等の額
- ⑨ 条約適用利子等の額・条約適用配当等の額

II 控除額合計

- ① 児童手当法施行令第3条第1項の控除額
8万円
- ② 雑損控除額
- ③ 医療費控除額
- ④ 小規模企業共済等掛金控除額
- ⑤ 障害者控除額
- ⑥ 寡婦（夫）控除
- ⑦ 勤労学生控除額

III 児童手当法施行令による所得額

滋賀県不妊専門相談センター 相談無料

- 滋賀医科大学医学部附属病院内に「不妊専門相談センター」を設置し、不妊症・不育症に関するご相談を専門家（医師・助産師など）がお受けしています。

電話相談

専門相談員（助産師等）が相談をお受けします。
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9時～16時

専用電話 **077-548-9083**

面接相談

（要予約）

専門医師が相談をお受けします。
※電話・メールでの予約が必要です。
日程は、電話で相談に応じます。

メール相談

滋賀県不妊専門相談センター

検索



Q & A

Q1. 精子、卵子、受精胚の凍結料や管理料（保存料）は助成の対象ですか

A1. 精子、卵子、受精胚の凍結料は助成対象となりますが、管理料（保存料）は対象となりません。また、入院費や食事代、文書料も助成対象外です。

Q2. 他府県にある病院で特定不妊治療を受けましたが、助成されますか

A2. 病院の所在地の都道府県・指定都市・中核市が指定する医療機関（不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関）であれば、助成の対象となります。県外の指定医療機関は厚生労働省の公式ホームページでご確認ください。

Q3. 1回の治療費が助成の上限額に満たない場合、助成額はどうなりますか

A3. 1回の治療費が助成の上限額に満たない場合は、実際の治療額が助成額となります。

Q4. 他の自治体で助成を受けたのですが、滋賀県でも助成を受けることはできますか

A4. 助成回数の上限は2ページのとおりです。過去に他の都道府県・政令市・中核市で同様の助成を受けられた場合は、該当の自治体に履歴を確認の上、通算します。

Q5. 院外処方、他の医療機関での治療費がある場合、どうすればよいですか

A5. 受診等証明書（様式2）に主治医の指示に基づく院外処方や他の医療機関での治療費の記載がある場合は、その領収書の原本をご準備ください。領収書がないと助成の対象と認めることができません。特定不妊治療の保険外診療費用とわかるものであることが必要です。領収書は窓口で確認、コピー後、お返しします。院外処方や他の医療機関での治療が無い場合は、領収書の添付は不要ですが、内訳を確認することもあるので、大切に保管しておいてください。

Q6. 海外赴任をしていたため、所得を証明する書類がありません。どうすればよいですか

A6. 海外に居住していたために、所得を証明する書類が提出できない場合は、海外にいたことを証明する書類（戸籍の附票や在職証明書など）を提出してください。

Q7. 複数回（2回以上）分の申請をまとめてすることはできますか

A7. 複数回（2回以上）分の申請をまとめてすることもできます。申請書、受診等証明書、領収書はそれぞれの治療分が必要ですが、それ以外の添付資料は1部ずつで構いません。なお、治療期間により申請期限（4ページ）が異なりますので、ご注意ください。

【男性不妊治療について】

Q8. 男性不妊治療も指定医療機関で受ける必要がありますか

A8. 指定医療機関の主治医の指示等により他の医療機関で受けた治療は対象とできます。指定医療機関の主治医による受診等証明書（様式2）にその旨の記載が必要です。

Q9. 男性不妊治療での検査費用、凍結費用は対象となりますが、また、男性不妊治療のみの申請は認められますか

A9. 検査費用は対象外ですが、保険適用外の手術費用や凍結費用は対象となります。原則、男性不妊治療単独での申請はできませんが、特定不妊治療の過程で主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの申請も可能です。